

平戸市ふれあいバス遠隔運行管理業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、平戸市ふれあいバス遠隔運行管理業務（以下「業務」という。）の受託者を選定する手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 策定業務の概要

(1) 業務名

平戸市ふれあいバス遠隔運行管理業務

(2) 業務内容

別紙「平戸市ふれあいバス遠隔運行管理業務仕様書」のとおり。ただし、契約における仕様書については、選定された事業者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで

(4) 委託料上限額

5,880,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定方法

委託業者は、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 平戸市又は国・県・その他の地方公共団体の指名停止及び指名除外期間中でないこと。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始等の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続等開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 平戸市暴力団排除条例（平成 24 年平戸市条例第 22 号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有しないこと。
- (7) 平戸市物品入札参加資格審査要綱の規定により、令和 7・8 年度平戸市物品入札参加資格の各種サービス・委託業務に登録があること。
- (8) 募集開始日（公表日）から契約締結日までの間において、平戸市物品入札参加資格審査要綱の規定により、入札参加資格停止等の処分を受けていないこと。

5 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記に掲げる書類を提出すること。

参加申込書及びプロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式類は、平戸市ホームページ

からダウンロードすること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第 1 号）
- イ 会社概要書（様式第 2 号）
- ウ 業務受託実績書（様式第 3 号） ※受託実績がある場合のみ提出

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出期限

令和 7 年 8 月 1 日（金）17：15 必着

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合、土日を除く各日 8：30 から 17：15 までとする。

(5) 提出先

〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地 3
平戸市役所総務部総務課交通政策班
TEL：0950-22-9101（直通）

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類（任意様式）

- ア 企画提案書
- イ 本業務の実施体制
- ウ 見積書（消費税及び地方消費税を含むこと。また、内訳書を添付すること。）
- エ 工程表
- オ その他必要と思われる資料

※見積書については、委託予定者に選定された場合、当該見積額が契約額を確約するものではない。

(2) 作成上の留意事項

- ア 提案書は、A 4 版で製本すること。
- イ 文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とする。
- ウ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- エ 提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- オ A 3 版の資料は片面印刷とし、A 4 サイズ三つ折とすること。
- カ 提案書の下段余白にページ番号を入れること。
- キ 運行管理業務全般について専門的な知識を持った上での提案に努めること。
- ク 抽象的な表現は避け、できる限り現実的・具体的な提案に努めること。
- ケ 提案書作成及びこれに係る付帯作業、プレゼンテーションに関する経費は、提案者の負担とする。
- コ 提出された提案書は、返却しないものとする。
- サ 提出された提案書のうち、採用されなかったものについては、第三者に開示しないものとする。ただし、採用されたものについては、業務実施にあたり関係機関等との協議調整のた

め開示する場合がある。

シ 提案書の表紙には、タイトルを「平戸市ふれあいバス遠隔運行管理委託業務」とし、提出年月日を記載すること。なお、正本には会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 8 部 計 9 部

(4) 提出期限

令和 7 年 8 月 1 日（金）17：15 必着

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合、土日を除く各日午前 8：30 から 17：15 までとする。

(6) 提出先

〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所総務部総務課交通政策班

TEL：0950-22-9101（直通）

7 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式第 4 号）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。受信後は、事務局から確認メールを返信する。電子メールの件名は、「遠隔運行管理業務プロポーザル質問書（法人名）」とすること。

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 25 日（金）17：15 必着

(3) 回答方法

質問の受付日から翌々日以内を目途に、平戸市ホームページにて回答する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 提出先アドレス及び電話番号

平戸市総務部総務課交通政策班

メールアドレス：kotsu@city.hirado.lg.jp

電話番号：0950-22-9101（直通）

8 審査方法

プレゼンテーション審査

提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを行う。

ア 実施日時

令和 7 年 8 月 7 日（木）（開始時間未定）

イ 実施場所

平戸市未来創造館 会議室 B

※詳細な日程等については、書類審査結果と併せて通知する。

ウ 内容等

・プレゼンテーション 1 事業者につき 20 分以内

- ・質疑応答 約 10 分
- ・一事業者の出席者数 3 名以内
- ・その他 プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとし、追加提案の資料配布は認めない。また、プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を認める。その他パソコン等必要な機器については、各提案者で用意すること。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

9 委託業者の選定方法について

(1) 選定の手順

- ア 選定委員会において、選定基準に基づき選考する。得点が上位の者から交渉権第 1 位及び第 2 位となる事業者を委託予定者として選定する。
- イ 委託業者の決定については、交渉権第 1 位に選定された事業者と契約内容等について協議を行い合意の場合、委託業者とするが、協議の結果、合意に至らなかった場合に交渉権第 2 位に選定された事業者と交渉を行い、委託業者を決定する。

(2) 審査結果について

審査結果は、採用、非採用の結果のみ各提案者に郵送により書面で通知するとともに、平戸市のホームページ上で公表する。なお、選考結果に関する問合せや異議には一切応じない。

(3) 選定基準

区分	審査項目	評価の観点	配点
提案内容 (45 点)	業務提案	・遠隔での運行管理業務（点呼実施・記録、乗務結果記録、運転者台帳の作成、実績報告書の作成、苦情・事故処理記録等）について、有効な提案がなされているか。 ・ふれあいバス運行事業者と連携が図られる提案がなされているか。	30
	独自提案	本市にとって有効な独自提案が示されており、実施可能であるか。	15
業務体制 (15 点)	業務実績	過去 5 年（令和 2 年度～令和 6 年度）以内に同種業務の実績があるか。	15
プレゼンテーション (30 点)	説明能力	論理的で明快な説明がなされ、質問に対して的確に回答しているか。	15
	業務に対する意欲	業務に対する取組意欲、熱意があるか。	15
見積書 (10 点)	見積価格	委託料上限額以内であり、提案に対して適切な金額か。	10
合計（100 点）			100

10 契約の手続きについて

業務仕様書及び委託予定者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、平戸市契約規則に基づき契約を締結する。

委託予定者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、委託予定者との協議により、項目を追加、変更又は削除する場合がある。

また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行う場合がある。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 定められた期限内に企画提案書等の提出が無い場合や、プレゼンテーションに欠席した場合、又は辞退の申し出があった場合は、本プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属するものとする。ただし、本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 企画提案書については、委託予定者の選定のために使用するものとし公表しないが、情報公開請求があった場合は、平戸市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

12 実施スケジュール（予定）

内 容	日 時
公募及び質問受付開始 (ホームページ掲載)	令和7年7月11日（金）
質問受付期限	令和7年7月25日（金）17：15 まで ※質問の受付日から翌々日以内を目途に平戸市HPにて回答
参加申込書提出期限	令和7年8月1日（金）17：15 まで
企画提案書等の提出期限	令和7年8月1日（金）17：15 まで
提案審査会	令和7年8月7日（木）
審査結果通知	提案審査会から1週間以内に書面で通知

13 お問合せ・提出先

平戸市総務部総務課交通政策班

担当：近藤

TEL：0950－22－9101（直通）

FAX：0950－22－5178

E-mail：kotsu@city.hirado.lg.jp